

令和3年11月10日 美郷町農業委員会会議録

令和3年11月10日午後2時農業委員会総会を美郷町役場に招集した。

1. 出席委員は、次のとおり

1番	小西嘉之	10番	山田貞子
2番	加藤堅之助	11番	中野龍太郎
3番	高橋秀行	12番	佐藤久
4番	佐々木竜孝	14番	高橋正和
5番	奥山秀治	15番	深沢靖
7番	深田秋彦	16番	鈴木敏夫
8番	細井千代文	17番	高橋正尚
9番	井関一良		

本会委員出席者 15名

2. 欠席委員は次のとおり

6番	佐々木定廣
13番	木村とも子

欠席者 2名

1. 出席事務局職員

局 長	大 澤 修
庶務班長兼農地調整班長	加 藤 隆 輝

2. 会議事件は下記のとおり

- 第 1 議事録署名員の指名について
- 第 2 議案第 4 7 号 宅地に付属した農地の指定について
- 第 3 議案第 4 8 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 第 4 議案第 4 9 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 第 5 議案第 5 0 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第 6 議案第 5 1 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理権の取得）

会長 高橋 正尚 午後 2 時 3 5 分本委員会の閉会を告げた。

令和3年11月10日農業委員会総会会議録

1. 日 時 令和3年11月10日
2. 場 所 美郷町役場特別会議室
3. 開 会 午後2時
4. 閉 会 午後2時35分
5. 議事録署名委員 16番 鈴木敏夫
1番 小西嘉之

- 議 長 それでは、ただ今から令和3年第11回農業委員会総会を開会いたします。ただ今の出席委員は、定足数に達しております。お手元に配布してございます、議事日程に従い、会議を進めてまいります。
- 議 長 それでは、日程第1、議事録署名員は、委員会規則第18条第3項の規定により指名したいと思います。これにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議事録署名委員は、16番、鈴木委員、1番、小西委員を指名します。
- 議 長 次に、日程第2、議案第47号宅地に付属した農地の指定についてを上程し議題とします。議案第47号について事務局より説明願います。
- 庶務班長 【 議案第47号、申請番号2番から3番までについて議案書をもとに朗読、説明 】
申請番号2番、六郷地区の畑1筆、354㎡、譲渡人は〇〇〇さんです。申請地に隣接する宅地の所有者から、申請の農地を耕作するので売買の申し出がありました。資料として1ページに位置図、2ページに公図を添付しております。2ページの公図の中で、宅地は〇〇〇です。
申請番号3番、千畑地区の畑1筆、264㎡、譲渡人は〇〇〇さんです。相続放棄のため所有者不在の宅地の取得予定者から、隣接の農地を取得したいとの申し出がありました。資料として3ページに位置図、4ページに公図を添付しております。4ページの公図の中で、宅地は〇〇〇です。
いずれの案件も「美郷町宅地に付属した農地の別段の面積取扱基準」第4条の各要件を満たしているものと考えられます。以上です。
- 議 長 議案第47号について、事務局より説明が終わりました。
- 議 長 それでは、指定のための審査の報告をお願いします。
1番委員 申請番号2番について審査の報告をいたします。議案第48号の申請番号28番の所有権移転案件とも関連がありますので、その内容も含めまして報告をいたします。11月6日午後3時頃、高橋秀行委員とともに現地を確認し

ながら、農地指定審査確認項目に基づき確認いたしました。また、取得した農地を継続して耕作する旨の誓約書や耕作計画書などの書類も確認いたしました。よって、総合的な意見として指定に該当するものと判断し、何ら問題がなかったことを報告いたします。以上です。

- 議 長 それでは、申請番号3番について審査の報告をお願いします。
5番委員 申請番号3番について審査の報告をいたします。10月29日午前9時頃、深田委員、事務局職員とともに、譲渡人と譲受人の代理人〇〇〇さん立会いのもと、審査項目に従い確認いたしました。指定については該当するものと判断し、何ら問題がなかったことを報告いたします。以上です。

- 議 長 それでは、これより審議を行います。申請番号2番と3番について質疑を行います。質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号2番と3番については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号2番と3番については、原案のとおり決しました。よって、日程第2、議案第47号については、原案のとおり指定いたします。

- 議 長 次に、日程第3、議案第48号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程し議題とします。議案第48号について事務局より説明願います。

- 庶務班長 【 議案第48号、申請番号28番から41番までについて議案書をもとに朗読、説明 】

始めに所有権移転です。

申請番号28番、六郷地区の畑1筆、354㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。先ほどの議案第47号、申請番号2番の案件です。総額で〇〇〇円です。

申請番号29番、千畑地区の畑1筆、264㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さん夫婦です。先ほどの議案第47号、申請番号3番の案件です。総額で〇〇〇円です。

申請番号30番、六郷地区の田5筆、4,409㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。農地の交換です。対価はありません。

申請番号31番、六郷地区の田2筆、4,333㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。申請番号30番と関連の農地の交換です。対価はありません。

申請番号32番、千畑地区の田2筆、1,476㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。当該地は、渡人の居住地から遠方で耕作不便のため、隣接の受人が購入するものです。総額で〇〇〇円です。

申請番号33番、六郷地区の田2筆、仙南地区の田1筆、計5,954㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。両者は同世帯の家族です。受人は新規就農5年目の方で、これまでも経営規模拡大するため受贈しており、対価はありません。

申請番号34番、六郷地区の田4筆、1,392㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。受人の要望により売買となりました。総額で〇〇〇円です。

申請番号35番、六郷地区の田1筆、87㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。申請番号34番の隣地です。受人の要望により売買となりました。総額で〇〇〇円です。

申請番号36番、仙南地区の田2筆、4,983㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人はこれまで賃貸借契約をしておりましたが、農地を手放したく売買するものです。離農により残りの農地も売却予定です。総額で〇〇〇円です。

申請番号37番、仙南地区の田1筆、842㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は遠方に居住しており、これまで耕作していませんでしたが、受人が耕作することとなりました。総額で〇〇〇円です。

続きまして使用貸借権です。

申請番号38番、千畑地区の田10筆、畑3筆、計12,338㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。両者は親子で、後継者への経営移譲です。期間は10年間です。

申請番号39番、六郷地区の田2筆、仙南地区の田7筆、計29,440㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。両者は親子で、後継者への経営移譲です。期間は10年間です。

申請番号40番、千畑地区の田18筆、22,723㎡、渡人は公益社団法人秋田県農業公社、受人は〇〇〇さんです。公社特例事業で、先月総会で〇〇〇さんから農業公社へ所有権移転した農地です。受人は10年分割で地代を支払った後、秋田県農業公社から受人へ所有権移転する予定です。

続きまして賃貸借権です。

申請番号41番、千畑地区の田3筆、7,330㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は高齢となり農業経営を縮小するため、経営規模拡大している受人へ耕作をお願いするものです。10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号28番から41番までの申請内容につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しておりませんので、許可要件を満たしているものと考えられます。以上です。

- 議 長 議案第48号について、事務局より説明が終わりました。
- 議 長 それでは、これより審議を行います。申請番号28番から41番までについて質疑を行います。質疑ございませんか。
- 11番委員 申請番号28番についてお伺いいたします。譲受人宅の住所が違いますが、セカンドハウスということですか。
- 庶務班長 受人宅では母と同居しておりますが、母の家と自分達の家を分けて、それぞれ住むということでした。
- 11番委員 わかりました。
- 議 長 ほかに質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号28番から41番までについては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号28番から41番までについては、原案のとおり決しました。よって、日程第3、議案第48号については、原案のとおり許可決定いたします。

- 議 長 次に、日程第4、議案第49号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程し議題とします。議案第49号について事務局より説明願います。

- 庶務班長 【 議案第49号、申請番号12番から13番までについて議案書をもとに朗読、説明 】

申請番号12番、仙南地区の畑1筆、326㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。受人は現在実家に住んでおりますが、家族が多く手狭なことから、通勤や通学を考慮し、住宅の新築を計画しました。面積は住宅52.17㎡、カーポート33.07㎡、通路・雪捨て場・緩衝地240.76㎡です。総事業費は〇〇〇円で全額借入資金、用地取得費は総額で〇〇〇円です。当該地は第1種農地ですが、農地法施行規則第33条第4号にあります「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して接地されるもの」に該当すると判断しております。この案件につきましては、9ページに位置図、10ページに配置図、11ページに平面図、12ページに立面図、13ページに公図を添付しております。

申請番号13番、千畑地区の畑1筆、462㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。両者は親子です。受人は婚姻を契機に、実家の隣へ住宅の新築を計画しました。面積は住宅104.2㎡、駐車スペース103.45㎡、庭120.5㎡、通路・雪捨て場・緩衝地133.85㎡です。総事業費は〇〇〇円で全額借入資金、用地取得費はありません。当該地は第1種農地で、許可理由については申請番号12番と同じです。この案件につきましては、14ページに位置図、15ページに配置図、16、17ページに平面図、18ページに立面図、19ページに公図を添付しております。以上です。

- 議 長 議案第49号について、事務局より説明が終わりました。

- 議 長 それでは、転用でございますので、調査の報告をお願いします。

- 16番委員 申請番号12番について調査の報告をいたします。11月1日午前7時半頃、井関委員、事務局職員とともに、渡人と受人の代理人として〇〇〇さんをお迎え、4人で現地において調査項目に従い調査いたしました。年に1回は畑の草を刈って管理しているということでしたが、当日は草が長くなっていたので、事務局から草を刈ってもらうよう話してもらいました。次の日に刈ったという報告を受けております。調査の結果、何ら問題がなかったことを報告いたします。以上です。

- 4番委員 申請番号13番について調査の報告をいたします。11月2日、渡人の了解を得た上で、高橋正和委員、事務局職員とともに、受人ととの4名で現場の立

会いを行い、調査項目に従い調査いたしました。もともと宅地に付属した畑として利用していたこともあり、何ら問題がなかったことを報告します。以上です。

●議 長 それでは、これより審議を行います。申請番号12番、13番について質疑を行います。質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号12番、13番については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号12番、13番については、原案のとおり決しました。よって、日程第4、議案第49号については原案のとおり許可相当と意見決定し、秋田県農業会議に諮問いたします。

●議 長 次に、日程第5、議案第50号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についてを上程し議題とします。議案第50号について事務局より説明願います。

●庶務班長 【 議案第50号、申請番号78番から84番までについて議案書をもとに朗読、説明 】

始めに所有権移転です。

申請番号78番、仙南地区の田8筆、22,644㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。これまで賃貸借契約をしておりましたが、兄からの相続を契機に農地を手放すこととしました。売買価格は10aあたり〇〇〇円で、引き渡し時期は11月30日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料1ページのとおりです。農機具一式を所有しております。申請番号79番、仙南地区の田2筆、畑3筆、計1,898㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は町外に住んでおり、離農したいとのことでした。渡人が所有する隣地の住宅は空き家となっており、受人が農地と宅地を一緒に購入するものです。総額〇〇〇円で、引き渡し時期は11月30日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料2ページのとおりです。トラクタ、田植機、コンバインは共同、乾燥、糶摺りは委託しております。

申請番号80番、千畑地区の田4筆、2,976㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は息子が住む県外へ転出し、この機会に農地を手放したいことから、受人が購入するものです。総額〇〇〇円で、引き渡し時期は11月30日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料3ページのとおりです。トラクタは共同、田植機、コンバインは所有し、乾燥、糶摺りは委託しております。

続きまして貸借権設定です。

申請番号81番、六郷地区の田5筆、8,151㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人はこれまでも賃貸借契約しておりましたが、受人を変更するものです。10aあたり〇〇〇円、期間は5年間です。受人の経営状況につきましては、資料4ページのとおりです。農機具一式を所有して

おります。

申請番号82番、仙南地区の田2筆、7, 370㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人はこれまでも賃貸借契約をしておりましたが、受人を変更するものです。10aあたり〇〇〇円で、期間は5年間です。受人の経営状況につきましては、資料5ページのとおりです。農機具一式を所有しております。

申請番号83番、仙南地区の田3筆、5, 896㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。申請理由と受人の経営状況につきましては、申請番号82番と同じです。

申請番号84番、六郷地区の田12筆、10, 158㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。再設定です。10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。受人の経営状況につきましては、資料6ページのとおりです。農機具一式を所有しております。

申請番号78番から84番までの7件につきましては、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。以上です。

●議 長 議案第50号について、事務局より説明が終わりました。

●議 長 それでは、これより審議を行います。申請番号78番から84番までについて質疑を行います。質疑ございませんか。

3番委員 申請番号79番についてお伺いいたします。受人は〇〇〇の人であり、総額が〇〇〇円ということですが、詳しい事情があるかと思えます。わかる範囲で説明をお願いします。

12番委員 私が申請番号79番について調査いたしましたので、今の質問にお答えしたいと思えます。

まず、〇〇〇さんは現在大仙市大曲に住んでおり、3年ほど前から、今まで住んでいた家は空き家になっております。今回宅地に付随した農地を一括して処分したいということで、受人の〇〇〇さん、この方は会社を経営されていて、宅地は会社で購入されるそうです。農地については個人で購入し、耕作するとのこと。小さい土地は宅地に付随した農地であり、土地改良区の関係はないのですが、〇〇〇、1, 677㎡は整備した土地です。そのため、土地改良区の償還金、賦課金がかかりますけれども、こちらは〇〇〇さんが引き受けるということで確認しております。

また、売買価格の〇〇〇円というのは、農地を宅地、建物とセットで売るとなると、購入してくれる人がいないということで、両者合意の上でこの金額にしたとのこと。以上です。

3番委員 わかりました。

●議 長 ほかに質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号78番から84番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号78番から84番までについては原案のとおり決しました。よって、日程第5、議案第50号については原案のとおり許可決定いたします。
- 議 長 次に日程第6、議案第51号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についてを上程し議題とします。農地中間管理権の取得でございます。議案第51号について事務局より説明願います。
- 庶務班長 【 議案第51号、申請番号220番から247番までについて議案書をもとに朗読、説明 】

農地中間管理事業による貸借権設定です。契約期間は令和3年12月1日から令和13年11月30日までの10年間です。

申請番号220番、仙南地区の田1筆、6, 164㎡、出し手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円で、受け手は〇〇〇さんです。

申請番号221番、仙南地区の田7筆、30, 933㎡、出し手は〇〇〇さんです。総額〇〇〇円で、受け手は〇〇〇さんです。

申請番号222番、仙南地区の田2筆、6, 542㎡、出し手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円で、受け手は〇〇〇さんです。

申請番号223番、千畑地区の田6筆、13, 604㎡、出し手は〇〇〇さんです。総額〇〇〇円で、受け手は〇〇〇さんです。

申請番号224番、仙南地区の田3筆、4, 288㎡、出し手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円で、受け手は〇〇〇さんです。

申請番号225番、千畑地区の田7筆、11, 430㎡、出し手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円で、受け手は〇〇〇さんです。

申請番号226番、千畑地区の田4筆、4, 939㎡、出し手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円で、受け手は〇〇〇さんです。

申請番号227番、仙南地区の田2筆、畑1筆、10, 168㎡、出し手は〇〇〇さんです。総額〇〇〇円で、受け手は〇〇〇さんです。

申請番号228番、六郷地区の田9筆、畑2筆、計24, 130㎡、出し手は〇〇〇さん夫婦の共有です。総額〇〇〇円で、受け手は〇〇〇さんです。

申請番号229番から247番までの受け手は〇〇〇さんです。賃貸借料は、申請番号240番は総額〇〇〇円、それ以外は10aあたり〇〇〇円です。

申請番号229番、千畑地区の田1筆、六郷地区の田13筆、計12, 445㎡、出し手は〇〇〇さんです。

申請番号230番、千畑地区の田1筆、六郷地区の田11筆、計12, 778㎡、出し手は〇〇〇さんです。

申請番号231番、六郷地区の田14筆、10, 486㎡、出し手は〇〇〇さんです。

申請番号232番、千畑地区の田5筆、六郷地区の田28筆、計28, 360.7㎡、出し手は〇〇〇さんです。

申請番号233番、六郷地区の田14筆、10, 609㎡、出し手は〇〇〇さんです。

申請番号234番、千畑地区の田1筆、六郷地区の田49筆、計46, 313. 42㎡、出し手は〇〇〇さんです。

申請番号235番、六郷地区の田25筆、7, 301㎡、出し手は〇〇〇さんです。

申請番号236番、六郷地区の田10筆、8, 275㎡、出し手は〇〇〇さんです。

申請番号237番、六郷地区の田1筆、3, 161㎡、出し手は〇〇〇さんです。

申請番号238番、六郷地区の田4筆、3, 504㎡、出し手は〇〇〇さんです。

申請番号239番、千畑地区の田1筆、六郷地区の田6筆、計11, 230㎡、出し手は〇〇〇さんです。

申請番号240番、六郷地区の田22筆、32, 977㎡、出し手は〇〇〇さんです。

申請番号241番、千畑地区の田6筆、六郷地区の田2筆、計13, 430㎡、出し手は〇〇〇さんです。

申請番号242番、千畑地区の田1筆、六郷地区の田11筆、14, 430㎡、出し手は〇〇〇さんです。

申請番号243番、六郷地区の田4筆、3, 262㎡、出し手は〇〇〇さんです。

申請番号244番、六郷地区の田1筆、108㎡、出し手は〇〇〇さんです。

申請番号245番、六郷地区の田5筆、9, 588㎡、出し手は〇〇〇さんです。

申請番号246番、千畑地区の田4筆、六郷地区の田10筆、計25, 017㎡、出し手は〇〇〇さんです。

申請番号247番、六郷地区の田10筆、19, 493. 33㎡、出し手は〇〇〇さんです。

申請番号220番から247番までの28件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。以上です。

- 議 長 議案第51号について、事務局より説明が終わりました。
- 議 長 それでは、これより審議を行います。申請番号220番から247番までの28件について質疑を行います。質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号220番から247番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号220番から247番までについては原案のとおり決しました。よって、日程第6、議案第51号については原案のとおり許可決定いたします。
- 議 長 以上で会議案件はすべて終了いたしました。

●議 長 これをもちまして、令和3年第11回農業委員会定例総会を閉会いたします。

会議終了 午後2時35分

上記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名します。

令和3年11月10日

美郷町農業委員会会長 高 橋 正 尚

議事録署名委員 鈴 木 敏 夫

議事録署名委員 小 西 嘉 之